

財務省告示第十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、

平成十八年十二月二十五日に発行した利付国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月十日 財務大臣臨時代理

國務大臣 柳澤 伯夫

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第九十

二回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別會計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

條第一項並びに国債整理基金特

別會計法（明治三十九年法律第

六号）第五條第一項及び第五條

ノ二 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者」第

価格競争入札発行」という。）及

び価格競争入札の募入の決定を

した後に行われる入札であつ

四 発行方法

三 振替法の適

用等

五

方募

入 決 定 の

イ 入 札 発 行 争 額

口 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 次 抽 籤 額

八 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 次 抽 籤 額

六

イ 入 札 発 行 争 額

入 札 発 行 争 額

て、財務大臣が各国債市場特別
参加者による発行（以下、国債
市場特別参加者）の募集額を
争入札発行と（いう。）非価格競

も申込みのうち応募額を順次割
り当てる。そのうち応募額を
各申込みの範囲内において各
国債市場特別参加者ごとの
募集額を割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの
募集額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

額、金額で七千三百十七億円
のうち、財融資金特別会計法
第十条第一項の規定に基づき
発行した利付国債に付いた
額は、四十六億九千六百五
十億円で、国債整理基金特別
会計法第五十二条第一項の規
定に基づき発行した利付国債
の額は、二千六百二十億

十
三

十
一
口
イ
一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

額 上 額 平 ず 額
面 の 面 成 る の
金 そ 金 十 〃 整
額 れ 額 八 年 数
百 ぞ 百 年 十 倍
円 ね の 二 月 の
に つ 募 十 五 金
つ き 価 日 額
き 百 格 二 十 五
百 円 五 銭 日
八 錢 以 による
もの
と

(一) 年

二 一 パーセント
・ 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二)

発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に
り 算 出 し た 金 額 から 当 該 金 額

